

○ 南欧諸国で労働市場の改革機運高まる  
○ 不当解雇は原職復帰より補償金を軸に  
○ 有期雇用と無期雇用の補償統合も課題

## 経済教室

欧洲危機が深刻化する中、南欧諸国を中心に労働市場の改革機運が高まっている。その好例がイタリアで6月に成立した「労働市場改革法」(キーワード参照)である。産業、企業を抜本的に合理化し、経済成長軌道に乗せるには直接的な解雇規制の見直しが必要との立場から、企業主導の金銭解決が初めて導入されることとなった。

もともとイタリアを含め南

# I-COMICS



鶴光太郎  
慶大教授

用喪失に占める有期雇用の割合が76・9%と高水準だったことを示した。これは危機前に有期雇用の割合が14・3%で、不況期の雇用喪失に占め

る有期雇用の割合が12・8%だったフランスとは対照的である。その後、フランスの失業率が10%程度に留まった半面、スペインでは7月には25・1%まで高まつた。

マドリードの金融研究センターのサミュエル・ベントリア教授、仏エコール・ポリテクニーケのピエール・カユック教授、カルロス3世大学のホアン・ドラド教授らは12年の論文で、両国で有期雇用の削減規模がこれほど異なるのは、スペインがフランスに比

【イタリアの労働市場改革法】従来は従業員15人超の企業が不当解雇をした場合、裁判所は労働者の原職復帰と裁判期間の補償金を命じるが、労働者はそれを拒否して月給15カ月分の補償金を受けたことでもできただた。ただ原職復帰の場合、裁判期間の長い同国では未払い賃金が高くなり事実上、大企業は解雇ができないかった。改正法では補償金を最大月給24カ月分とし、金銭解決を中心とした据えた。

した。同国は97年に正規雇用促進契約(30~44歳以外の雇用機会が小さい層が対象で、解雇補償金の水準が一般の無期雇用より低い)を導入し、この契約での採用には社会保険料の企業負担を採用当初2年間、40~60%軽減した。だが、同契約は社会保険料の負担軽減終了と同時に解雇されると多くの企業がこれほど異なるケースが多く、あまり効果

ることができる。水準は低いが、正当な解雇の場合には補償金が支払われる国は多い。

キーワード

解雇補償金

解雇補償金

解雇補償金

## 平等な補償条件力ギ

### 南欧、非正規冷遇で失業増

を生まなかつたとしている。

べ正規雇用の保護は強い一方、有期雇用の規制が弱く、両者のかい離が大きいためだと指摘した。スペインがフランスの解雇規制を採用した場合、失業率上昇の約45%を抑えられたとのシミュレーション結果を報告している。

ペントリア教授、ドラド教授、スペイン銀行のホアン・ジメノ氏は、12年の論文でスペインの労働市場改革を分析

この正規雇用の保護は強い一方、有期雇用の規制が弱く、両者のかい離が大きいためだと指摘した。スペインがフランスの解雇規制を採用した場合、失業率上昇の約45%を抑えられたとのシミュレーション結果を報告している。

ペントリア教授、ドラド教

授、スペイン銀行のホアン・ジメノ氏は、12年の論文でスペインの労働市場改革を分析

この正規雇用の保護は強い一方、有期雇